

富山サンダーバーズ柔道クラブ会則について

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは「富山サンダーバーズ柔道クラブ」と称する

(事務所)

第2条 本クラブの事務所は、事務局長宅に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 地域の青少年や一般市民に対し、柔道の普及・育成・強化を図ると共に、各種スポーツと連携した事業を行い、青少年の健全育成と生涯スポーツ社会の構築に寄与することを目的とする

(事業)

第4条 本クラブは目的を達成するために、次に掲げる活動を行う

- (1) 柔道の普及を目的とする教室、講習会、練習会の実施
- (2) 柔道の育成・強化に関する教室、練習会の実施
- (3) 指導者育成に関する講習会・指導者招聘事業
- (4) 富山サンダーバーズスポーツコミュニティとの交流に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(活動場所・活動日)

第5条 主な活動場所は、小杉高校柔道場(射水市三ヶ 1520-1)とし、活動日は別表1に定めるものとする

第3章 会員

(会員の資格)

第6条 会員は、小学生以上とし、全日本柔道連盟競技者登録又は指導者登録をしているものとする

(入会)

第7条 本クラブの加入を希望するものは、所定の加入申込書を提出する

- 2 入会希望者が小・中学生・高校生の場合は保護者の同意を得るものとする

(脱退)

第8条 会員は、所定の脱会届を提出し、任意に脱退することができる

(入会金及び会費)

第9条 会員は別表2に定める入会金及び会費を納めなければならない

(排出金の不返還)

第10条 既納の入会金、会費は返還しない

第4章 役員及び指導者

(役員の種類及び定数)

第11条 本クラブには次の役員を置く

- (1) クラブ代表 1名
- (2) クラブ副代表 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第12条 クラブ代表は、本クラブの運営を総括する

- 2 クラブ副代表は、クラブ代表を補佐し、クラブ代表に事故があるとき又はクラブ代表が欠けたときは、その仕事を代行する。
- 3 事務局長は、事務業務及び広報業務を統括する。また、指導計画の作成及び指導者への指示・監督及び富山サンダーバーズスポーツコミュニティとの交流に関する事業を総括する
- 4 会計は、本クラブの会計及び付帯する事項を統括する
- 5 監事は、本クラブの会計状況を監査し報告する

(役員の仕事・期間)

第13条 役員は役員会において選任する

第14条 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない

(指導者仕事)

第15条 本クラブの指導者は、全日本柔道連盟公認指導員の中から選任する

- 2 小学生及び中学生の指導において、高校生を補助員として参加させることができる

(役員・指導者仕事)

第16条 役員には、仕事を執行するため要した費用を弁償する

第17条 役員及び指導者は、別表3に定める報酬を受けすることができる。

第5章 会議

(役員会仕事)

第18条 役員会は年1回開催するほか、クラブ代表が必要と認めた時に臨時役員会を開催することができる

(構成)

第19条 役員会は、クラブ代表、クラブ副代表、事務局長、会計をもって構成する

(議決)

第20条 役員会の仕事は、出席した役員の仕事の過半数をもって議決する

(機能)

第21条 役員会は、以下の事項について議決する

- (1) 活動計画及び予算
- (2) 活動報告及び活動収支決算
- (3) 入会金及び会費の金額
- (4) 役員の仕事

- (5) クラブ会則の変更
- (6) クラブ運営上の諸問題について
- (7) その他運営に関する事項

(役員会の開催)

第6章 会計

(クラブの資金)

第22条 本クラブの資金は、入会金、会費・寄付金・協賛金をもって構成する

- 2 資金の管理は、会計が担当する

(会計年度)

第23条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(会計の承認)

第24条 本クラブの会計収支は役員会をもって承認する

第7条 事故の責任

(事故の責任)

第25条 会員は、本クラブの活動の際に、本クラブの規定及び施設管理者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする

- 2 これに違反して怪我や事故が発生しても、本クラブや指導者等に対して、損害賠償を請求しないものとする
- 3 指導者は、施設・用器具の管理を徹底し、安全配慮義務を果たすものとする
- 4 指導者は会員の年齢・性別・体力を考慮して、安全で適切な指導を行うものとする

(保険の加入)

第26条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない

- 2 本クラブは、活動中の怪我や事故については、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとする

第8章 雑則

(細則)

第27条 本会則に定めない事項及び運営上必要な細則は、役員会の議決によって定める

(会則改正)

第28条 本会則は役員会の議決によって改正することができる

附則

- 1 本会則は令和 3年 4月 29日に執行する